

北海道獣医師会名誉会員制度規程

昭和48年2月10日 制定
中 略
平成17年2月25日 改正
平成20年6月13日 改正
平成22年6月4日 改正
平成25年12月13日 改正

目 的

多年会員として北海道獣医師会（以下「本会」という）の発展に貢献せられた先輩会員に対し、その功績を讃え感謝の意を表する。

推薦条件

名誉会員の推薦条件は、原則として年齢 80 歳以上（当該年度中に 80 歳に達するものを含む）であり、かつ以下のいずれかに該当する本会会員とする

- 1 本会会員として継続し 20 年以上在籍しているもの
- 2 他の地方獣医師会に 10 年以上在籍し、その後本会に 10 年以上在籍しているもの
- 3 本会または獣医界の発展に多大な貢献をしたもので、会長が推薦するもの

処 遇

- 1 名誉会員証の贈呈
- 2 正会員会費、福利厚生会費の免除

事務取扱

- 1 支部長は、毎年1月末日までに推薦条件に該当する会員を調査し、会長に報告するものとする。
- 2 会長は該当者について名簿を作成し、理事会に付議するものとする。
- 3 会長は毎年4月に当該支部に対し、名誉会員証を送付するものとする。
- 4 支部長は、支部の定期総会において名誉会員証を会員に伝達するものとする。

付 記

- 1 処遇2および事務取扱の改正は平成3年1月1日から実施する。
- 2 推薦条件2の年齢80歳以上は平成31年4月1日から実施する。
- 3 上記2の推薦年齢80歳までに達する間、平成19年から推薦年齢対象を段階的に次の様に引き上げる。

平成19年1月1日から	推薦年齢	76歳とする
平成22年4月1日から	〃	77歳とする
平成25年4月1日から	〃	78歳とする
平成28年4月1日から	〃	79歳とする（S12～S14）
平成31年4月1日から	〃	80歳とする（S15～）